

5. 遺族給付（遺族共済年金）

(1) 支給要件

遺族共済年金は、組合員又は組合員であった者が次のいずれかに該当するときに、その者の遺族に対して支給される。

なお、遺族共済年金を受けとることができる者が子のある妻又は子の場合には、原則、遺族基礎年金も支給される。

組合員が死亡したとき

退職後に、組合員期間中に初診日がある傷病によりその初診日から起算して5年以内に死亡したとき

障害等級が1級又は2級の障害共済年金又は従前の障害年金の受給権者が死亡したとき

退職共済年金若しくは従前の退職年金等の受給権者又は組合員期間等が25年以上である者が死亡したとき（「組合員期間等が25年以上」については、死亡した者が昭和31年4月1日以前生まれの場合は短縮措置がある。）

(2) 遺族の範囲及び順位

遺族共済年金を受けることができる遺族とは、組合員又は組合員であった者が死亡したときに、その者と生計を共にしていた者のうち恒常的収入金額が将来にわたって年額850万以上にならないと認められる次の者である。

！ 配偶者及び子（胎児を含む。）（子については、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間であって、まだ配偶者のいない者、及び組合員又は組合員であった者の死亡の当時から引き続き障害等級が1級若しくは2級の障害の状態にある者に限る。）

父母

孫（子の場合と同じ。）

祖父母

なお、遺族が2人以上いる場合は、～の順序で支給され、同順位者が2人以上いる場合には、その人数によって等分して支給される。

(3) 年金額

公務等によらない場合

遺族共済年金額は、次の算式により算定する。ただし、経過措置として従前の算式により算定した額が多額の場合は、その額を保障する。

*****本来水準と特例額水準との関係*****

（131頁参照）

平成16年改正法による本来の額

平成16年改正法による従前額改定率による従前保障

【平成15年4月1日前の組合員期間分の額】

【平成15年4月1日前の組合員期間分の額】

(厚生年金相当部分)

$$\begin{array}{l} \text{(注1)} \quad \text{(注2)} \quad \text{(注3)} \\ \text{平均給料月額} \times \frac{7.125}{1000} \times \frac{\text{平成15年4月1日}}{\text{前の組合員期間の}} \times \frac{3}{4} \\ \text{月数} \end{array}$$

(厚生年金相当部分)

$$\begin{array}{l} \text{(注1)} \quad \text{(注2)} \quad \text{(注3)} \\ \text{平均給料月額} \times \frac{7.5}{1000} \times \frac{\text{平成15年4月1日}}{\text{前の組合員期間の}} \times \frac{3}{4} \\ \text{月数} \\ \times \text{従前額改定率(注4)} \end{array}$$

+

+

(職域年金相当部分)

$$\begin{array}{l} \text{(注1)} \quad \text{(注2)} \quad \text{(注2)} \\ \text{平均給料月額} \times \frac{1.425}{1000} \left[\begin{array}{l} \text{組合員期間 20年} \\ \text{未満の場合} \end{array} \right] \frac{0.713}{1000} \\ \times \frac{\text{平成15年4月1日}}{\text{前の組合員期間の}} \times \frac{3}{4} \\ \text{月数(注3)} \end{array}$$

(職域年金相当部分)

$$\begin{array}{l} \text{(注1)} \quad \text{(注2)} \quad \text{(注2)} \\ \text{平均給料月額} \times \frac{1.5}{1000} \left[\begin{array}{l} \text{組合員期間 20年} \\ \text{未満の場合} \end{array} \right] \frac{0.75}{1000} \\ \times \frac{\text{平成15年4月1日}}{\text{前の組合員期間の}} \times \frac{3}{4} \\ \text{月数(注3)} \\ \times \text{従前額改定率(注4)} \end{array}$$

+

+

【平成15年4月1日以後の組合員期間分の額】

【平成15年4月1日以後の組合員期間分の額】

(厚生年金相当部分)

$$\begin{array}{l} \text{(注1)} \quad \text{(注2)} \quad \text{(注3)} \\ \text{平均給与月額} \times \frac{5.481}{1000} \times \frac{\text{平成15年4月1日}}{\text{以後の組合員期間}} \times \frac{3}{4} \\ \text{の月数} \end{array}$$

(厚生年金相当部分)

$$\begin{array}{l} \text{(注1)} \quad \text{(注2)} \quad \text{(注3)} \\ \text{平均給与月額} \times \frac{5.769}{1000} \times \frac{\text{平成15年4月1日}}{\text{以後の組合員期間}} \times \frac{3}{4} \\ \text{の月数} \\ \times \text{従前額改定率(注4)} \end{array}$$

+

+

(職域年金相当部分)

$$\begin{array}{l} \text{(注1)} \quad \text{(注2)} \quad \text{(注2)} \\ \text{平均給与月額} \times \frac{1.096}{1000} \left[\begin{array}{l} \text{組合員期間 20年} \\ \text{未満の場合} \end{array} \right] \frac{0.548}{1000} \\ \times \frac{\text{平成15年4月1日}}{\text{以後の組合員期間}} \times \frac{3}{4} \\ \text{の月数(注3)} \end{array}$$

(職域年金相当部分)

$$\begin{array}{l} \text{(注1)} \quad \text{(注2)} \quad \text{(注2)} \\ \text{平均給与月額} \times \frac{1.154}{1000} \left[\begin{array}{l} \text{組合員期間 20年} \\ \text{未満の場合} \end{array} \right] \frac{0.577}{1000} \\ \times \frac{\text{平成15年4月1日}}{\text{以後の組合員期間}} \times \frac{3}{4} \\ \text{の月数(注3)} \\ \times \text{従前額改定率(注4)} \end{array}$$

の年金額 < の年金額の場合は、の年金額を保障

平成12年改正法による額(特例額水準)

平成12年改正法による従前保障額(特例額水準)

【平成15年4月1日以前の組合員期間分の額】

$$\begin{aligned} & \text{(厚生年金相当部分)} \\ & \text{(注1)} \quad \text{(注2)} \quad \text{(注3)} \\ & \text{平均給料月額} \times \frac{7.125}{1000} \times \frac{\text{平成15年4月1日}}{\text{前の組合員期間の}} \times \frac{3}{4} \\ & \hspace{15em} \text{月数} \\ & \hspace{15em} \times 0.988 \text{(注6)} \end{aligned}$$

+

$$\begin{aligned} & \text{(職域年金相当部分)} \\ & \text{(注1)} \quad \text{(注2)} \quad \text{(注2)} \quad \text{(注2)} \\ & \text{平均給料月額} \times \frac{1.425}{1000} \left[\begin{array}{l} \text{組合員期間 20年} \\ \text{未満の場合} \end{array} \right] \frac{0.713}{1000} \\ & \hspace{15em} \times \frac{\text{平成15年4月1日}}{\text{前の組合員期間の}} \times \frac{3}{4} \\ & \hspace{15em} \text{月数 注3)} \\ & \hspace{15em} \times 0.988 \text{(注6)} \end{aligned}$$

+

【平成15年4月1日以後の組合員期間分の額】

$$\begin{aligned} & \text{(厚生年金相当部分)} \\ & \text{(注1)} \quad \text{(注2)} \quad \text{(注3)} \\ & \text{平均給与月額} \times \frac{5.481}{1000} \times \frac{\text{平成15年4月1日}}{\text{以後の組合員期間}} \times \frac{3}{4} \\ & \hspace{15em} \text{の月数} \\ & \hspace{15em} \times 0.988 \text{(注6)} \end{aligned}$$

+

$$\begin{aligned} & \text{(職域年金相当部分)} \\ & \text{(注1)} \quad \text{(注2)} \quad \text{(注2)} \quad \text{(注2)} \\ & \text{平均給与月額} \times \frac{1.096}{1000} \left[\begin{array}{l} \text{組合員期間 20年} \\ \text{未満の場合} \end{array} \right] \frac{0.548}{1000} \\ & \hspace{15em} \times \frac{\text{平成15年4月1日}}{\text{以後の組合員期間}} \times \frac{3}{4} \\ & \hspace{15em} \text{の月数 注3)} \\ & \hspace{15em} \times 0.988 \text{(注6)} \end{aligned}$$

【平成15年4月1日以前の組合員期間分の額】

$$\begin{aligned} & \text{(厚生年金相当部分)} \\ & \text{(注1)} \quad \text{(注2)} \quad \text{(注3)} \\ & \text{平均給料月額} \times \frac{7.5}{1000} \times \frac{\text{平成15年4月1日}}{\text{前の組合員期間の}} \times \frac{3}{4} \\ & \hspace{15em} \text{月数} \\ & \hspace{15em} \times 1.031 \text{(注5)} \times 0.988 \text{(注6)} \end{aligned}$$

+

$$\begin{aligned} & \text{(職域年金相当部分)} \\ & \text{(注1)} \quad \text{(注2)} \quad \text{(注2)} \quad \text{(注2)} \\ & \text{平均給料月額} \times \frac{1.5}{1000} \left[\begin{array}{l} \text{組合員期間 20年} \\ \text{未満の場合} \end{array} \right] \frac{0.75}{1000} \\ & \hspace{15em} \times \frac{\text{平成15年4月1日}}{\text{前の組合員期間の}} \times \frac{3}{4} \\ & \hspace{15em} \text{月数 注3)} \\ & \hspace{15em} \times 1.031 \text{(注5)} \times 0.988 \text{(注6)} \end{aligned}$$

+

【平成15年4月1日以後の組合員期間分の額】

$$\begin{aligned} & \text{(厚生年金相当部分)} \\ & \text{(注1)} \quad \text{(注2)} \quad \text{(注3)} \\ & \text{平均給与月額} \times \frac{5.769}{1000} \times \frac{\text{平成15年4月1日}}{\text{以後の組合員期間}} \times \frac{3}{4} \\ & \hspace{15em} \text{の月数} \\ & \hspace{15em} \times 1.031 \text{(注5)} \times 0.988 \text{(注6)} \end{aligned}$$

+

$$\begin{aligned} & \text{(職域年金相当部分)} \\ & \text{(注1)} \quad \text{(注2)} \quad \text{(注2)} \quad \text{(注2)} \\ & \text{平均給与月額} \times \frac{1.154}{1000} \left[\begin{array}{l} \text{組合員期間 20年} \\ \text{未満の場合} \end{array} \right] \frac{0.577}{1000} \\ & \hspace{15em} \times \frac{\text{平成15年4月1日}}{\text{以後の組合員期間}} \times \frac{3}{4} \\ & \hspace{15em} \text{の月数 注3)} \\ & \hspace{15em} \times 1.031 \text{(注5)} \times 0.988 \text{(注6)} \end{aligned}$$

の年金額 < の年金額の場合は、 の年金額を保障

(注1) と の平均給与(給料)月額には相違がある。(122頁注1参照)

(注2) 支給要件 に該当する場合、昭和21年4月1日以前生まれの者の給付乗率については、生年月日に応じて経過措置(134頁注2参照)が設けられている。

(注3) 支給要件 から に該当する者で、組合員期間の月数が300月(25年)未満のときは、平成15年4月1日前後の期間で按分して300月とする。

(注4) 従前額改定率は、毎年度政令により改定される。

(注5) 平成11年度における年金額改定率。

(注6) 物価指数が低下した場合は、政令により、その分改定される。

公務等の場合

公務等の場合の遺族共済年金額は、次の算式で算定する。ただし、経過措置として従前の算式により算定した額が多額の場合は、その額を保障する。

*****本来水準と特例額水準との関係*****

(131頁参照)

平成16年改正法による本来の額	平成16年改正法による従前額改定率による従前保障
【平成15年4月1日前の組合員期間分の額】	【平成15年4月1日前の組合員期間分の額】
<p style="text-align: center;">(厚生年金相当部分)</p> $\begin{matrix} \text{(注1)} & \text{(注2)} & \text{(注3)} \\ \text{平均給料月額} \times \frac{7.125}{1000} \times \text{平成15年4月1日} \\ & & \text{前の組合員期間の} \times \frac{3}{4} \\ & & \text{月数} \end{matrix}$	<p style="text-align: center;">(厚生年金相当部分)</p> $\begin{matrix} \text{(注1)} & \text{(注2)} & \text{(注3)} \\ \text{平均給料月額} \times \frac{7.5}{1000} \times \text{平成15年4月1日} \\ & & \text{前の組合員期間の} \times \frac{3}{4} \\ & & \text{月数} \\ & & \times \text{従前額改定率(注4)} \end{matrix}$
+	+
<p style="text-align: center;">(職域年金相当部分)</p> $\begin{matrix} \text{(注1)} & \text{(注2)} & \text{(注3)} \\ \text{平均給料月額} \times \frac{3.206}{1000} \times \text{平成15年4月1日} \\ & & \text{前の組合員期間の} \times \frac{3}{4} \\ & & \text{月数} \end{matrix}$	<p style="text-align: center;">(職域年金相当部分)</p> $\begin{matrix} \text{(注1)} & \text{(注2)} & \text{(注3)} \\ \text{平均給料月額} \times \frac{3.375}{1000} \times \text{平成15年4月1日} \\ & & \text{前の組合員期間の} \\ & & \text{月数} \\ & & \times \text{従前額改定率(注4)} \end{matrix}$
+	+
【平成15年4月1日以後の組合員期間分の額】	【平成15年4月1日以後の組合員期間分の額】
<p style="text-align: center;">(厚生年金相当部分)</p> $\begin{matrix} \text{(注1)} & \text{(注2)} & \text{(注3)} \\ \text{平均給与月額} \times \frac{5.481}{1000} \times \text{平成15年4月1日} \\ & & \text{以後の組合員期間} \times \frac{3}{4} \\ & & \text{の月数} \end{matrix}$	<p style="text-align: center;">(厚生年金相当部分)</p> $\begin{matrix} \text{(注1)} & \text{(注2)} & \text{(注3)} \\ \text{平均給与月額} \times \frac{5.769}{1000} \times \text{平成15年4月1日} \\ & & \text{以後の組合員期間} \times \frac{3}{4} \\ & & \text{の月数} \\ & & \times \text{従前額改定率(注4)} \end{matrix}$
+	+
<p style="text-align: center;">(職域年金相当部分)</p> $\begin{matrix} \text{(注1)} & \text{(注2)} & \text{(注3)} \\ \text{平均給与月額} \times \frac{2.466}{1000} \times \text{平成15年4月1日} \\ & & \text{以後の組合員期間} \times \frac{3}{4} \\ & & \text{の月数} \end{matrix}$	<p style="text-align: center;">(職域年金相当部分)</p> $\begin{matrix} \text{(注1)} & \text{(注2)} & \text{(注3)} \\ \text{平均給与月額} \times \frac{2.596}{1000} \times \text{平成15年4月1日} \\ & & \text{以後の組合員期間} \\ & & \text{の月数} \\ & & \times \text{従前額改定率(注4)} \end{matrix}$
<p>の年金額 < の年金額の場合は、 の年金額を保障</p>	

平成12年改正法による額(特例額水準)	平成12年改正法による従前保障額(特例額水準)
【平成 15 年 4 月 1 日 前の組合員期間分の額】	【平成 15 年 4 月 1 日 前の組合員期間分の額】
<p style="text-align: center;">(厚生年金相当部分)</p> $\begin{matrix} \text{(注1)} & \text{(注2)} & \text{(注3)} \\ \text{平均給料月額} \times \frac{7.125}{1000} \times \text{平成15年4月1日} & & \\ & & \text{前の組合員期間の} \times \frac{3}{4} \\ & & \text{月数} \end{matrix}$ <p style="text-align: right;">× 0.988(注6)</p>	<p style="text-align: center;">(厚生年金相当部分)</p> $\begin{matrix} \text{(注1)} & \text{(注2)} & \text{(注3)} \\ \text{平均給料月額} \times \frac{7.5}{1000} \times \text{平成15年4月1日} & & \\ & & \text{前の組合員期間の} \times \frac{3}{4} \\ & & \text{月数} \end{matrix}$ <p style="text-align: right;">× 1.031(注5) × 0.988 (注6)</p>
+	+
<p style="text-align: center;">(職域年金相当部分)</p> $\begin{matrix} \text{(注1)} & \text{(注2)} & \text{(注3)} \\ \text{平均給料月額} \times \frac{3.206}{1000} \times \text{平成15年4月1日} & & \\ & & \text{前の組合員期間の} \times \frac{3}{4} \\ & & \text{月数} \end{matrix}$ <p style="text-align: right;">× 0.988(注6)</p>	<p style="text-align: center;">(職域年金相当部分)</p> $\begin{matrix} \text{(注1)} & \text{(注2)} & \text{(注3)} \\ \text{平均給料月額} \times \frac{3.375}{1000} \times \text{平成15年4月1日} & & \\ & & \text{前の組合員期間の} \\ & & \text{月数} \end{matrix}$ <p style="text-align: right;">× 1.031(注5) × 0.988 (注6)</p>
+	+
【平成 15 年 4 月 1 日 以後の組合員期間分の額】	【平成 15 年 4 月 1 日 以後の組合員期間分の額】
<p style="text-align: center;">(厚生年金相当部分)</p> $\begin{matrix} \text{(注1)} & \text{(注2)} & \text{(注3)} \\ \text{平均給与月額} \times \frac{5.481}{1000} \times \text{平成15年4月1日} & & \\ & & \text{以後の組合員期間} \times \frac{3}{4} \\ & & \text{の月数} \end{matrix}$ <p style="text-align: right;">× 0.988 (注6)</p>	<p style="text-align: center;">(厚生年金相当部分)</p> $\begin{matrix} \text{(注1)} & \text{(注2)} & \text{(注3)} \\ \text{平均給与月額} \times \frac{5.769}{1000} \times \text{平成15年4月1日} & & \\ & & \text{以後の組合員期間} \times \frac{3}{4} \\ & & \text{の月数} \end{matrix}$ <p style="text-align: right;">× 1.031(注5) × 0.988 (注6)</p>
+	+
<p style="text-align: center;">(職域年金相当部分)</p> $\begin{matrix} \text{(注1)} & \text{(注2)} & \text{(注3)} \\ \text{平均給与月額} \times \frac{2.466}{1000} \times \text{平成15年4月1日} & & \\ & & \text{以後の組合員期間} \times \frac{3}{4} \\ & & \text{の月数} \end{matrix}$ <p style="text-align: right;">× 0.988 (注6)</p>	<p style="text-align: center;">(職域年金相当部分)</p> $\begin{matrix} \text{(注1)} & \text{(注2)} & \text{(注3)} \\ \text{平均給与月額} \times \frac{2.596}{1000} \times \text{平成15年4月1日} & & \\ & & \text{以後の組合員期間} \\ & & \text{の月数} \end{matrix}$ <p style="text-align: right;">× 1.031(注5) × 0.988 (注6)</p>
の年金額 < の年金額の場合は、 の年金額を保障	

(注1) と の平均給与(給料)月額には相違がある。(122頁注1参照)

(注2) 支給要件 に該当する場合、昭和21年4月1日以前生まれの者の給付乗率については、生年月日に応じて経過措置(134頁注2参照)が設けられている。また、公務等による遺族共済年金の最低保障額は、1,038,100円×改定率(1)(特例額水準に用いる金額は、1,069,100円×0.988(2))である。

1 改定率は、国民年金法に規定する改定ルールにより、政令で改定する。
 2 物価指数が低下した場合は、政令により、その分改定される。

④ 50円未満の端数は切り捨て、50円以上100円未満の端数は100円に切上げる。

(注3) 支給要件の から に該当する者で、組合員期間の月数が300月(25年)未満のときは、平成15年4月1日前後の期間で按分して300月とする。

(注4) 従前額改定率は、毎年度政令により改定される。

(注5) 平成11年度における年金額改定率。

(注6) 物価指数が低下した場合は、政令によりその分改定される。

子のいない中高齢の妻に対する加算

遺族共済年金の受給権者が妻の場合、本人の老齢基礎年金を受給できるまでの間、次の一定額が遺族共済年金に加算される。

ただし、受給権者が40歳未満又は遺族基礎年金受給中は支給停止となる。

ア 中高齢寡婦加算(40歳以上65歳未満の妻)

遺族基礎年金の額(169頁参照) × 3 / 4

50円未満の端数は切り捨て、50円以上100円未満の端数は100円に切上げる。

< 経過措置 > 特例額水準の計算に用いる金額

603,200円 × 0.988(注)

(注) 物価指数が低下した場合は、政令によりその分改定される。

50円未満の端数は切り捨て、50円以上100円未満の端数は100円に切上げる。

イ 経過的中高年齢寡婦加算(昭和31年4月1日以前に生まれた65歳以上の妻)

(遺族基礎年金の額 × 3 / 4) - ((780,900円 × 改定率) × 妻の生年月日に応じた乗率)

改定率は、国民年金法に規定する改定ルールにより、政令で改定する。

50円未満の端数は切り捨て、50円以上100円未満の端数は100円に切上げる。

< 経過措置 > 特例額水準の計算に用いる金額

(603,200円 × 0.988(注)) -

((804,200円 × 0.988(注)) × 妻の生年月日に応じた乗率)

(注) 物価指数が低下した場合は、政令によりその分改定される。

50円未満の端数は切り捨て、50円以上100円未満の端数は100円に切上げる。

経過的中高年齢寡婦加算の生年月日に応じた乗率

生 年 月 日	乗 率
S 2 . 4 . 1 以前	0
S 2 . 4 . 2 ~ S 3 . 4 . 1	12/312
S 3 . 4 . 2 ~ S 4 . 4 . 1	24/324
S 4 . 4 . 2 ~ S 5 . 4 . 1	36/336
S 5 . 4 . 2 ~ S 6 . 4 . 1	48/348
S 6 . 4 . 2 ~ S 7 . 4 . 1	60/360
S 7 . 4 . 2 ~ S 8 . 4 . 1	72/372
S 8 . 4 . 2 ~ S 9 . 4 . 1	84/384
S 9 . 4 . 2 ~ S 10 . 4 . 1	96/396
S 10 . 4 . 2 ~ S 11 . 4 . 1	108/408
S 11 . 4 . 2 ~ S 12 . 4 . 1	120/420
S 12 . 4 . 2 ~ S 13 . 4 . 1	132/432
S 13 . 4 . 2 ~ S 14 . 4 . 1	144/444
S 14 . 4 . 2 ~ S 15 . 4 . 1	156/456
S 15 . 4 . 2 ~ S 16 . 4 . 1	168/468

生 年 月 日	乗 率
S 16 . 4 . 2 ~ S 17 . 4 . 1	180/480
S 17 . 4 . 2 ~ S 18 . 4 . 1	192/480
S 18 . 4 . 2 ~ S 19 . 4 . 1	204/480
S 19 . 4 . 2 ~ S 20 . 4 . 1	216/480
S 20 . 4 . 2 ~ S 21 . 4 . 1	228/480
S 21 . 4 . 2 ~ S 22 . 4 . 1	240/480
S 22 . 4 . 2 ~ S 23 . 4 . 1	252/480
S 23 . 4 . 2 ~ S 24 . 4 . 1	264/480
S 24 . 4 . 2 ~ S 25 . 4 . 1	276/480
S 25 . 4 . 2 ~ S 26 . 4 . 1	288/480
S 26 . 4 . 2 ~ S 27 . 4 . 1	300/480
S 27 . 4 . 2 ~ S 28 . 4 . 1	312/480
S 28 . 4 . 2 ~ S 29 . 4 . 1	324/480
S 29 . 4 . 2 ~ S 30 . 4 . 1	336/480
S 30 . 4 . 2 ~ S 31 . 4 . 1	348/480

(4) 支給停止

遺族共済年金の受給権者である夫、父母又は祖父母が60歳未満であるとき（障害等級が1級又は2級の障害の状態にある者は除く。）は、60歳に達するまで支給停止となる。

子に対する遺族共済年金は、妻に遺族共済年金の受給権がある場合、支給停止となる。この場合、停止された子に対する遺族共済年金は、妻に支給される。

夫に対する遺族共済年金は、子に遺族共済年金の受給権がある場合、支給停止となる。この場合、停止された夫に対する遺族共済年金は、子に支給される。

公務等による遺族共済年金の受給権者が、地方公務員災害補償法等により遺族補償年金等を受ける場合、その間、遺族共済年金のうち次の算式で算定した額を停止する。

ただし、経過措置として従前の算式により算定した額が多額の場合は、その額を停止する。

*****本来額水準と特例額水準との関係*****

(131頁参照)

平成16年改正法による本来の停止額

【平成15年4月1日以前の組合員期間分の額】

$$\text{平均給料月額} \times \frac{\text{（注2）平成15年4月1日以前の組合員期間の月数}}{\text{（注1）全組合員期間}} \times 300 \text{月}$$

【平成15年4月1日以後の組合員期間分の額】

$$\text{平均給与月額} \times \frac{\text{（注2）平成15年4月1日以後の組合員期間の月数}}{\text{（注1）全組合員期間}} \times 300 \text{月}$$

平成16年改正法による従前額改定率による従前停止額

【平成15年4月1日以前の組合員期間分の額】

$$\text{平均給料月額} \times \frac{\text{（注2）平成15年4月1日以前の組合員期間の月数}}{\text{（注1）全組合員期間}} \times 300 \text{月} \times \text{従前額改定率(注3)}$$

【平成15年4月1日以後の組合員期間分の額】

$$\text{平均給与月額} \times \frac{\text{（注2）平成15年4月1日以後の組合員期間の月数}}{\text{（注1）全組合員期間}} \times 300 \text{月} \times \text{従前額改定率(注3)}$$

の年金停止額 < の年金停止額の場合は、の年金停止額とする

平成12年改正法による停止額(特例額水準)

【平成15年4月1日以前の組合員期間分の額】

$$\text{平均給料月額} \times \frac{\text{（注2）平成15年4月1日以前の組合員期間の月数}}{\text{（注1）全組合員期間}} \times 300 \text{月} \times 0.988 \text{(注5)}$$

【平成15年4月1日以後の組合員期間分の額】

$$\text{平均給与月額} \times \frac{\text{（注2）平成15年4月1日以後の組合員期間の月数}}{\text{（注1）全組合員期間}} \times 300 \text{月} \times 0.988 \text{(注5)}$$

平成12年改正法による従前停止額(特例額水準)

【平成15年4月1日以前の組合員期間分の額】

$$\text{平均給料月額} \times \frac{\text{（注2）平成15年4月1日以前の組合員期間の月数}}{\text{（注1）全組合員期間}} \times 300 \text{月} \times 1.031 \text{(注4)} \times 0.988 \text{(注5)}$$

【平成15年4月1日以後の組合員期間分の額】

$$\text{平均給与月額} \times \frac{\text{（注2）平成15年4月1日以後の組合員期間の月数}}{\text{（注1）全組合員期間}} \times 300 \text{月} \times 1.031 \text{(注4)} \times 0.988 \text{(注5)}$$

の年金停止額 < の年金停止額の場合は、の年金停止額とする

(注1) と の平均給与(給料)月額には相違がある。(122頁注1参照)

(注2) 支給要件 に該当する場合、昭和21年4月1日以前生まれの者の給付乗率については、生年月日に応じて経過措置(134頁注2参照)が設けられている。

(注3) 従前額改定率は、毎年度政令により改定される。

(注4) 平成11年度における年金額改定率。

(注5) 物価指数が低下した場合は、政令によりその分改定される。

(5) 失権

死亡したとき

婚姻したとき（届出をしていないが，事実上婚姻関係と同様の事情にある者となったときを含む。）

直系血族及び直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが，事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となったとき

死亡した組合員であった者との親族関係が離縁によって終了したとき

遺族共済年金の受給権者である子又は孫が18歳に達した日以後の最初の3月31日を迎えたとき

子又は孫（18歳に達した日以後の最初の3月31日を迎えるまでの子を除く。）について，障害等級の1級又は2級に該当する障害の状態でなくなったとき

遺族共済年金の受給権を取得した当時30歳未満である妻が当該遺族共済年金と同一事由に基づく遺族基礎年金の受給権を取得しないときは，当該遺族共済年金の受給権を取得した日から5年を経過したとき

遺族共済年金と当該遺族共済年金と同一事由に基づく遺族基礎年金の受給権を有する妻が30歳に到達する日前に当該遺族基礎年金の受給権が消滅したときは，当該遺族基礎年金の受給権が消滅した日から5年を経過したとき